

さいたま市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布  
する。

令和8年 4 月 1 日

さいたま市長

清水方人

さいたま市規則第71号

さいたま市市税条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市市税条例施行規則（平成13年さいたま市規則第64号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定寄附金の指定)	(指定支出金の指定)
<p>第12条の2 条例第24条の2第1項第1号ウの規定による指定（以下「<u>指定寄附金の指定</u>」という。）を受けようとする<u>公益信託</u>（<u>公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第2条第1項第1号に規定する公益信託をいう。以下同じ。</u>）の受託者は、次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 当該<u>公益信託</u>の名称</li> <li>(2) 当該<u>公益信託</u>の委託者の氏名又は名称及び受託者の名称</li> <li>(3) 当該<u>公益信託</u>に係る事務を行う事務所の所在地</li> <li>(4) 当該<u>公益信託</u>の信託目的を達成するために行う事業の概要</li> <li>(5) [略]</li> </ol> <p>2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 当該<u>公益信託</u>の信託行為の内容が分かる書類</li> <li>(2) [略]</li> <li>(3) [略]</li> <li>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類</li> </ol> <p>3 市長は、第1項の申出書が提出された場合において、当該申出書に係る<u>公益信託</u>の信託目的を達</p>	<p>第12条の2 条例第24条の2第1項第1号ウの規定による<u>特定公益信託</u>に対する<u>支出金</u>の指定（以下「<u>指定支出金の指定</u>」という。）を受けようとする<u>当該特定公益信託</u>の受託者は、次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 当該<u>特定公益信託</u>の名称</li> <li>(2) 当該<u>特定公益信託</u>の委託者の氏名又は名称及び受託者の名称</li> <li>(3) 当該<u>特定公益信託</u>に係る事務を行う事務所の所在地</li> <li>(4) 当該<u>特定公益信託</u>の信託目的を達成するために行う事業の概要</li> <li>(5) [略]</li> </ol> <p>2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 当該<u>特定公益信託</u>が<u>所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条の2第3項に規定する主務大臣の認定を受けていることが分かる書類</u></li> <li>(2) 当該<u>特定公益信託</u>の信託行為の内容が分かる書類</li> <li>(3) [略]</li> <li>(4) [略]</li> <li>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類</li> </ol> <p>3 市長は、第1項の申出書が提出された場合において、当該申出書に係る<u>特定公益信託</u>の信託目的</p>

成するために行う事業の地域に市の区域が含まれているときは、当該公益信託に対して指定寄附金の指定を行うものとする。

- 4 市長は、指定寄附金の指定を行ったとき又は指定寄附金の指定をしないこととしたときは、第1項の規定により申出書を提出した公益信託の受託者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。
- 5 市長は、指定寄附金の指定を行ったときは、その旨を告示するものとする。
- 6 指定寄附金の指定に係る公益信託の受託者（以下「指定寄附金受領受託者」という。）は、毎信託事務年度終了後4月以内に、この規則で定める報告書に当該信託事務年度の事業報告書及び収支決算書並びに翌信託事務年度の事業計画書及び収支予算書を添付して市長に提出しなければならない。

（変更事項に係る届出書の提出）

第12条の3 指定法人等及び指定寄附金受領受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその事実が分かる書類を添えて、この規則で定める届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) [略]
  - (2) 指定寄附金の指定に係る寄附金が、所得税法第78条第2項第4号に掲げる寄附金に該当しなくなったとき。
  - (3) [略]
- 2 [略]

（指定の取消し）

第12条の4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定法人等の指定及び指定寄附金の指定（以下「指定法人等の指定等」という。）を取り消すものとする。

- (1) [略]
- (2) 指定寄附金の指定に係る寄附金が、所得税法第78条第2項第4号に掲げる寄附金に該当しなくなったとき。
- (3) [略]
- (4) 指定寄附金の指定に係る公益信託が、第12条の2第3項の要件に該当しなくなったとき。
- (5) 指定法人等及び指定寄附金受領受託者が、偽りその他不正の手段により指定法人等の指定等を受けたことが明らかになったとき。
- (6) 指定法人等及び指定寄附金受領受託者が、正当な理由なく第12条第6項又は第12条の2

を達成するために行う事業の地域に市の区域が含まれているときは、当該特定公益信託に対して指定支出金の指定を行うものとする。

- 4 市長は、指定支出金の指定を行ったとき又は指定支出金の指定をしないこととしたときは、第1項の規定により申出書を提出した特定公益信託の受託者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。
- 5 市長は、指定支出金の指定を行ったときは、その旨を告示するものとする。
- 6 指定支出金の指定に係る特定公益信託の受託者（次条において「指定支出金受領受託者」という。）は、毎信託事務年度終了後4月以内に、この規則で定める報告書に当該信託事務年度の事業報告書及び収支決算書並びに翌信託事務年度の事業計画書及び収支予算書を添付して市長に提出しなければならない。

（変更事項に係る届出書の提出）

第12条の3 指定法人等及び指定支出金受領受託者（以下「指定寄附金受領者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその事実が分かる書類を添えて、この規則で定める届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) [略]
  - (2) 指定支出金の指定に係る支出金が、所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものに該当しなくなったとき。
  - (3) [略]
- 2 [略]

（指定の取消し）

第12条の4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定法人等の指定及び指定支出金の指定（以下「指定法人等の指定等」という。）を取り消すものとする。

- (1) [略]
- (2) 指定支出金の指定に係る支出金が、所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものに該当しなくなったとき。
- (3) [略]
- (4) 指定支出金の指定に係る特定公益信託が、第12条の2第3項の要件に該当しなくなったとき。
- (5) 指定寄附金受領者が、偽りその他不正の手段により指定法人等の指定等を受けたことが明らかになったとき。
- (6) 指定寄附金受領者が、正当な理由なく第12条第6項又は第12条の2第6項の報告書を提

第6項の報告書を提出しなかったとき。

- 2 市長は、前項の規定により指定法人等の指定等を取り消したときは、指定法人等及び指定寄附金受領受託者に対し書面により通知するとともに、その旨を告示するものとする。

(軽自動車税の減免)

第14条 市長は、条例第96条及び第97条の規定により軽自動車税を減免するときは、別表第4の定めるところにより、その該当する範囲内において、必要に応じて減免するものとする。

(軽自動車税の減免に係る身体障害者の範囲)

第15条 [略]

(軽自動車の減免に係る精神障害者の範囲)

第16条 [略]

別表第1 (第4条関係)

1 総則

様式番号	名称
[略]	
6	軽自動車税納税証明書(継続検査用)
[略]	

2 市民税

様式番号	名称
[略]	
39の6	指定申出書(公益信託用)
39の7	指定通知書(公益信託用)
39の8	不指定決定通知書(公益信託用)
39の9	事業報告書(公益信託用)
[略]	

3 [略]

4 軽自動車税

様式番号	名称
78	軽自動車税第二次納税義務免除申告書
79	軽自動車税第二次納税義務免除(不免除)通知書
80	軽自動車税納税通知書兼領収証書
81	軽自動車税納税通知書(口座振替用)
[略]	

出しなかったとき。

- 2 市長は、前項の規定により指定法人等の指定等を取り消したときは、指定寄附金受領者に対し書面により通知するとともに、その旨を告示するものとする。

(軽自動車税の種別割の減免)

第14条 市長は、条例第96条及び第97条の規定により軽自動車税の種別割を減免するときは、別表第4の定めるところにより、その該当する範囲内において、必要に応じて減免するものとする。

(軽自動車税の種別割の減免に係る身体障害者の範囲)

第15条 [略]

(軽自動車税の種別割の減免に係る精神障害者の範囲)

第16条 [略]

別表第1 (第4条関係)

1 総則

様式番号	名称
[略]	
6	軽自動車税(種別割)納税証明書(継続検査用)
[略]	

2 市民税

様式番号	名称
[略]	
39の6	指定申出書(特定公益信託用)
39の7	指定通知書(特定公益信託用)
39の8	不指定決定通知書(特定公益信託用)
39の9	事業報告書(特定公益信託用)
[略]	

3 [略]

4 軽自動車税の種別割

様式番号	名称
78	軽自動車税(種別割)第二次納税義務免除申告書
79	軽自動車税(種別割)第二次納税義務免除(不免除)通知書
80	軽自動車税(種別割)納税通知書兼領収証書
81	軽自動車税(種別割)納税通知書(口座振替用)
[略]	

8 4	軽自動車税減免申請書
8 5	身体障害者等に係る軽自動車税減免申請書
8 6	軽自動車税減免決定通知書
8 7	軽自動車税減免申請棄却（却下）通知書
8 7の2	軽自動車税減免取消決定通知書
[略]	

5～8 [略]

別表第2（第12条の5関係）

市民税の減免

区分	減免の範囲	減免の割合	摘要
条例第47条第1項第1号に該当する場合	1 [略] 2 災害により個人の市民税の納税義務者（その者の法第314条の2第1項第1号に規定する政令で定める親族を含む。以下この項において同じ。）の所有に係る住宅又は家財につき生じた損害金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。以下この表において同じ。）及び前年の法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下この表において「合計所得金額」という。	[略]	[略]

8 4	軽自動車税（種別割）減免申請書
8 5	身体障害者等に係る軽自動車税（種別割）減免申請書
8 6	軽自動車税（種別割）減免決定通知書
8 7	軽自動車税（種別割）減免申請棄却（却下）通知書
8 7の2	軽自動車税（種別割）減免取消決定通知書
[略]	

5～8 [略]

別表第2（第12条の5関係）

市民税の減免

区分	減免の範囲	減免の割合	摘要
条例第47条第1項第1号に該当する場合	1 [略] 2 災害により個人の市民税の納税義務者（その者の法第314条の2第1項第1号に規定する政令で定める親族を含む。以下この項において同じ。）の所有に係る住宅又は家財につき生じた損害金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。以下この表において同じ。）及び前年の法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下この表において「合計所得金額」という。	[略]	[略]

)が、次の各号のいずれかに該当すると認められる者  
 (1) 損害金額がその住宅又は家財の価格の10分の5以上(災害により当該納税義務者の所有に係る住宅につきこれと同程度の損害を受けたことについて災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第90条の2第1項に規定する罹災証明書(この表及び次表において「罹災証明書」という。))により確認することができる場合を含む。次号及び第3号において同じ。)で前年の合計所得金額が500万円以下であること。  
 (2)~(6) [略]

[略]

別表第3 (第13条関係)  
 固定資産税及び都市計画税の減免

区分	減免の範囲	減免の割合	摘要
----	-------	-------	----

)が、次の各号のいずれかに該当すると認められる者  
 (1) 損害金額がその住宅又は家財の価格の10分の5以上(災害により当該納税義務者の所有に係る住宅につきこれと同程度の損害を受けたことについて災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第90条の2第1項に規定する罹災証明書(第4号において「罹災証明書」という。))により確認することができる場合を含む。次号及び第3号において同じ。)で前年の合計所得金額が500万円以下であること。  
 (2)~(6) [略]

[略]

別表第3 (第13条関係)  
 固定資産税及び都市計画税の減免

区分	減免の範囲	減免の割合	摘要
----	-------	-------	----

[略]			
条例第 80条 第1項 第3号 に該当 する場 合	1・2 [略] 3 <u>災害救助法</u> <u>施行令（昭和</u> <u>22年政令第</u> <u>225号）第</u> <u>1条第1項に</u> <u>規定する災害</u> <u>又はその他こ</u> <u>れに準じる災</u> <u>害により損害</u> <u>を受けた家屋</u> <u>で、罹災証明</u> <u>書その他これ</u> <u>に類するもの</u> <u>として市長が</u> <u>認める書類に</u> <u>よって証明さ</u> <u>れる被害の程</u> <u>度が次の各号</u> <u>のいずれかに</u> <u>該当するとき</u> <u>（前項の適用</u> <u>を受けるもの</u> <u>を除く。）。</u> (1) <u>被害の程</u> <u>度が全壊で</u> <u>あるとき。</u> (2) <u>被害の程</u> <u>度が大規模</u> <u>半壊である</u> <u>とき。</u> (3) <u>被害の程</u> <u>度が中規模</u> <u>半壊である</u> <u>とき。</u> (4) <u>被害の程</u> <u>度が半壊で</u> <u>あるとき。</u>	[略]	[略]
		全部	
		10分の8	
		10分の6	
		10分の4	

別表第4（第14条関係）

軽自動車税の減免

[略]

様式第6号（別表第1関係）

軽自動車税納税証明書（継続検査用）

[略]

[略]

[略]			
条例第 80条 第1項 第3号 に該当 する場 合	1・2 [略]	[略]	[略]

別表第4（第14条関係）

軽自動車税の種別割の減免

[略]

様式第6号（別表第1関係）

軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）

[略]

[略]

様式第9号（別表第1関係）（表）を次のように改める。

納付書兼領収済通知書

さいたま市

納税者			
-----	--	--	--

税目	調定年度	課税年度
通知書番号	期別	
期 C	納付書種類	

税 額	円
延 滞 金	円
合 計	円
納 期 限	

領収日付印

(さいたま市控)

納付書(原符)

さいたま市

通知書番号

期 別

税 額 円

延滞金 円

合 計 円

納 期 限

納税者

領収日付印

(金融機関控)

領収証書

さいたま市

通知書番号

期 別

税 額 円

延滞金 円

合 計 円

納 期 限

納税者

収入印紙不要

領収日付印

(納税者控)

督 促 状

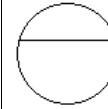
次の金額が未納になっておりますので、至急納付してください。

納税者	
-----	--

年 度	
税 目	
通知書番号	
期 別	
税 額	円
納 期 限	

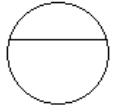
発行日

さいたま市長 印



様

様式第9号の2（別表第1関係）（表）を次のように改める。



督促状兼領収証書

次の金額が未納になっておりますので、至急納付してください。

発行日

さいたま市長

印

領収証書

納税義務者			
年度	処理事項		
事業年度		申告区分	申告連番
から		まで	
税額	円	領収日付印	
延滞金	円		
	円		
合計納付額	円		
納期限			

上記のとおり領収しました。

(納税者保管)

納付書兼領収済通知書

納税義務者			
年度	処理事項		
事業年度		申告区分	申告連番
から		まで	
税額	円	領収日付印	
延滞金	円		
	円		
合計納付額	円		
納期限			

上記のとおり領収しましたので通知します。(さいたま市保管)  
さいたま市会計管理者

納付書(原符)

納税義務者			
年度	処理事項		
事業年度		申告区分	申告連番
から		まで	
税額	円	領収日付印	
延滞金	円		
	円		
合計納付額	円		
納期限			

上記のとおり領収しました。

(金融機関保管)

様

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前								
<p>様式第39号の6（別表第1関係） 指定申出書（<u>公益信託</u>用）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">申出者（<u>公益信託</u>の受託者）</p> <p>[略]</p> <p>さいたま市市税条例第24条の2第1項第1号ウに規定する<u>寄附金</u>のうち市長が指定するものとして指定を受けたいので、次のとおり申し出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"><u>公益信託</u>の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table>	<u>公益信託</u> の名称		[略]		<p>様式第39号の6（別表第1関係） 指定申出書（<u>特定公益信託</u>用）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">申出者（<u>特定公益信託</u>の受託者）</p> <p>[略]</p> <p>さいたま市市税条例第24条の2第1項第1号ウに規定する<u>特例寄附金</u>とみなされる<u>特定公益信託</u>に対する<u>支出金</u>のうち市長が指定するものとして指定を受けたいので、次のとおり申し出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"><u>特定公益信託</u>の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table>	<u>特定公益信託</u> の名称		[略]	
<u>公益信託</u> の名称									
[略]									
<u>特定公益信託</u> の名称									
[略]									
<p>様式第39号の7（別表第1関係） 指定通知書（<u>公益信託</u>用）</p> <p>[略]</p> <p>年 月 日付けで申出のあった件について、さいたま市市税条例第24条の2第1項第1号ウに規定する<u>寄附金</u>のうち市長が指定するものとして指定をいたしましたので、通知します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"><u>公益信託</u>の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table>	<u>公益信託</u> の名称		[略]		<p>様式第39号の7（別表第1関係） 指定通知書（<u>特定公益信託</u>用）</p> <p>[略]</p> <p>年 月 日付けで申出のあった件について、さいたま市市税条例第24条の2第1項第1号ウに規定する<u>特例寄附金</u>とみなされる<u>特定公益信託</u>に対する<u>支出金</u>のうち市長が指定するものとして指定をいたしましたので、通知します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"><u>特定公益信託</u>の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table>	<u>特定公益信託</u> の名称		[略]	
<u>公益信託</u> の名称									
[略]									
<u>特定公益信託</u> の名称									
[略]									
<p>様式第39号の8（別表第1関係） 不指定決定通知書（<u>公益信託</u>用）</p> <p>[略]</p> <p>年 月 日付けで申出のあった件については、さいたま市市税条例第24条の2第1項第1号ウに規定する<u>寄附金</u>のうち市長が指定するものとして指定をしないこととしましたので、通知します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"><u>公益信託</u>の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table> <p>[略]</p>	<u>公益信託</u> の名称		[略]		<p>様式第39号の8（別表第1関係） 不指定決定通知書（<u>特定公益信託</u>用）</p> <p>[略]</p> <p>年 月 日付けで申出のあった件については、さいたま市市税条例第24条の2第1項第1号ウに規定する<u>特例寄附金</u>とみなされる<u>特定公益信託</u>に対する<u>支出金</u>のうち市長が指定するものとして指定をしないこととしましたので、通知します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"><u>特定公益信託</u>の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table> <p>[略]</p>	<u>特定公益信託</u> の名称		[略]	
<u>公益信託</u> の名称									
[略]									
<u>特定公益信託</u> の名称									
[略]									
<p>様式第39号の9（別表第1関係） 事業報告書（<u>公益信託</u>用）</p>	<p>様式第39号の9（別表第1関係） 事業報告書（<u>特定公益信託</u>用）</p>								

[略]

報告者（公益信託の受託者）

[略]

<u>公益信託</u> の名称	
[略]	

様式第39号の10（別表第1関係）  
 指定法人等の指定等に係る異動届出書  
 [略]

届出者  
 法人又は団体  
 （公益信託の  
 受託者）の名称

[略]

届出の事由	[略]	[略]
	<input type="checkbox"/> 第2号 <u>所得税法第7 8条第2項第 4号に掲げる 寄附金に該当 しなくなった ため</u>	[略]
	[略]	

[略]

様式第39号の11（別表第1関係）  
 指定法人等の指定等に係る取消通知書  
 [略]

法人又は団体（ <u>公益 信託</u> の受託者）の名称	
[略]	

[略]

[略]

報告者（特定公益信託の受託者）

[略]

<u>特定公益信託</u> の名称	
[略]	

様式第39号の10（別表第1関係）  
 指定法人等の指定等に係る異動届出書  
 [略]

届出者  
 法人又は団体  
 （特定公益信  
 託の受託者）  
 の名称

[略]

届出の事由	[略]	[略]
	<input type="checkbox"/> 第2号 <u>所得税法第7 8条第3項の 規定により特 定寄附金とみ なされるもの に該当しなく なったため</u>	[略]
	[略]	

[略]

様式第39号の11（別表第1関係）  
 指定法人等の指定等に係る取消通知書  
 [略]

法人又は団体（ <u>特定 公益信託</u> の受託者） の名称	
[略]	

[略]

様式第41号(2)（別表第1関係）（表）を次のように改める。



様式第42号(3) (別表第1関係) (表) を次のように改める。



次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>様式第78号（別表第1関係）            軽自動車税第二次納税義務免除申告書            [略]</p>	<p>様式第78号（別表第1関係）            軽自動車税<u>（種別割）</u>第二次納税義務免除申告書            [略]</p>
<p>様式第79号（別表第1関係）            軽自動車税第二次納税義務免除（不免除）通知書            [略]            年 月 日に申告のありました軽自動車税第二次納税義務免除については、次のとおり納付義務を免除            不免除 とすることに決定しましたので通知します。            [略]</p>	<p>様式第79号（別表第1関係）            軽自動車税<u>（種別割）</u>第二次納税義務免除（不免除）通知書            [略]            年 月 日に申告のありました軽自動車税<u>（種別割）</u>第二次納税義務免除については、次のとおり納付義務を            免除            不免除 とすることに決定しましたので通知します。            [略]</p>

様式第80号（別表第1関係）（表）を次のように改める。

さいたま市 納付書兼領収済通知書 <span style="float: right;">公</span>					
加入者名	さいたま市会計管理者	口座記号番号		税額	円
収納機関番号		納付番号		確認番号	納付区分
税目			通知書番号		
納期限			期別		期C
延滞金		円	合計額		円
納税者					
CVS等 収納用					領収日付印
	取りまとめ店				(さいたま市控 / CVS等本部 控)

さいたま市 原符兼払込金受領証 <span style="float: right;">公</span>	
口座記号番号	
加入者名	さいたま市会計管理者
納税者氏名	
税目	
調定年度	
通知書番号	期別
納付書番号	
税額	円
延滞金	円
合計額	円
納期限	
お問い合わせ先	
領収日付印	
(金融機関控/ CVS等店舗 控)	

年度 軽自動車税納税通知書兼領収証書 <span style="float: right;">公</span>	
通知書番号	
税額	円
延滞金	円
合計額	円
お問い合わせ先	
領収日付印	
(納税者控)	
さいたま市長 <span style="float: right;">印</span>	

軽自動車税納税証明書 年度(継続検査用)	
標識(車両)番号	
氏名(名称)	
有効期限	
さいたま市長 <span style="float: right;">印</span>	
領収日付印	
(納税者控)	
標識(車両)欄に*印のあるもの及び金融機関の領収日付印のないものは証明書として使用できません。	

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>様式第 80 号（別表第 1 関係）（裏）</p> <p>軽自動車税の賦課の根拠等について</p> <p>1 賦課の根拠</p> <p>この軽自動車税は、地方税法第 443 条及びさいたま市市税条例第 88 条の規定により、4 月 1 日現在の軽自動車等（原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車）の所有者に課税されます。</p> <p>なお、所有権留保付売買に係る軽自動車等については、買主を当該軽自動車等の所有者とみなして課税し、売主は第二次納税義務者となります。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>[略]</p>	<p>様式第 80 号（別表第 1 関係）（裏）</p> <p>軽自動車税<u>（種別割）</u>の賦課の根拠等について</p> <p>1 賦課の根拠</p> <p>この軽自動車税<u>（種別割）</u>は、地方税法第 443 条及びさいたま市市税条例第 88 条の規定により、4 月 1 日現在の軽自動車等（原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車）の所有者に課税されます。</p> <p>なお、所有権留保付売買に係る軽自動車等については、買主を当該軽自動車等の所有者とみなして課税し、売主は第二次納税義務者となります。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>[略]</p>
<p>様式第 81 号（別表第 1 関係）（表）</p> <p>年度軽自動車税納税通知書（口座振替用）</p> <p>[略]</p>	<p>様式第 81 号（別表第 1 関係）（表）</p> <p>年度軽自動車税<u>（種別割）</u>納税通知書（口座振替用）</p> <p>[略]</p>
<p>様式第 81 号（別表第 1 関係）（裏）</p> <p>軽自動車税の賦課の根拠等について</p> <p>1 賦課の根拠</p> <p>この軽自動車税は、地方税法第 443 条及びさいたま市市税条例第 88 条の規定により、4 月 1 日現在の軽自動車等（原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車）の所有者に課税されます。</p> <p>なお、所有権留保付売買に係る軽自動車等については、買主を当該軽自動車等の所有者とみなして課税し、売主は第二次納税義務者となります。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>[略]</p>	<p>様式第 81 号（別表第 1 関係）（裏）</p> <p>軽自動車税<u>（種別割）</u>の賦課の根拠等について</p> <p>1 賦課の根拠</p> <p>この軽自動車税<u>（種別割）</u>は、地方税法第 443 条及びさいたま市市税条例第 88 条の規定により、4 月 1 日現在の軽自動車等（原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車）の所有者に課税されます。</p> <p>なお、所有権留保付売買に係る軽自動車等については、買主を当該軽自動車等の所有者とみなして課税し、売主は第二次納税義務者となります。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>[略]</p>
<p>様式第 84 号（別表第 1 関係）</p> <p>軽自動車税減免申請書</p> <p>[略]</p>	<p>様式第 84 号（別表第 1 関係）</p> <p>軽自動車税<u>（種別割）</u>減免申請書</p> <p>[略]</p>

<p>様式第 8 5 号（別表第 1 関係）          身体障害者等に係る軽自動車税減免申請書</p> <p>[略]</p>	<p>様式第 8 5 号（別表第 1 関係）          身体障害者等に係る軽自動車税（種別割）減免申請書</p> <p>[略]</p>
<p>様式第 8 6 号（別表第 1 関係）</p> <p>[略]</p> <p>軽自動車税減免決定通知書          年度軽自動車税の減免について、<u>地方税法第 4 5 6 条</u>及びさいたま市市税条例第 9 6 条又は第 9 7 条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。</p> <p>[略]</p>	<p>様式第 8 6 号（別表第 1 関係）</p> <p>[略]</p> <p>軽自動車税（種別割）減免決定通知書          年度軽自動車税（種別割）の減免について、<u>地方税法第 4 6 3 条の 2 3</u>及びさいたま市市税条例第 9 6 条又は第 9 7 条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。</p> <p>[略]</p>
<p>様式第 8 7 号（別表第 1 関係）</p> <p>[略]</p> <p>軽自動車税減免申請棄却（却下）通知書          年 月 日付けの軽自動車税の減免申請につきましては、次のとおり棄却（却下）となりましたので通知します。</p> <p>[略]</p>	<p>様式第 8 7 号（別表第 1 関係）</p> <p>[略]</p> <p>軽自動車税（種別割）減免申請棄却（却下）通知書          年 月 日付けの軽自動車税（種別割）の減免申請につきましては、次のとおり棄却（却下）となりましたので通知します。</p> <p>[略]</p>
<p>様式第 8 7 号の 2（別表第 1 関係）</p> <p>[略]</p> <p>軽自動車税減免取消決定通知書          年 月 日付けで決定しました軽自動車税の減免につきましては、次のとおり取消しをすることに決定しましたので通知します。</p> <p>[略]</p>	<p>様式第 8 7 号の 2（別表第 1 関係）</p> <p>[略]</p> <p>軽自動車税（種別割）減免取消決定通知書          年 月 日付けで決定しました軽自動車税（種別割）の減免につきましては、次のとおり取消しをすることに決定しましたので通知します。</p> <p>[略]</p>

## 附 則

### （施行期日）

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

### （経過措置）

- 2 公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 3 0 号）附則第 2 条第 2 項に規定する旧法公益信託の受託者に対するこの規則による改正後のさいたま市市税条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第 1 2 条の 2 から第 1 2 条の 4 まで及び様式第 3 9 号の 6 から様式第 3 9 号の 1 1 までの規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正後の規則様式第 4 1 号(2)（表）及び様式第 4 2 号(3)（表）の

規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による

- 4 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市市税条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。